

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による

コベネフィット研究とモデル事業（フェーズ2）の協力実施に関する覚書

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、2007年12月1日に双方の間で作成された「コベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書」及び同意意向書の下で行われた双方の協力を評価し、汚染物質削減及びそれによる温室効果ガスの排出減少のコベネフィットの共同研究・モデル事業の実施に係る協力を継続することにつき、以下のとおり一致した。

一、双方は、汚染物質削減が中華人民共和国の「第十二次五カ年計画」期間における環境保護業務の重要な活動であるとともに、当該活動が中華人民共和国の温室効果ガスの排出減少に重要な共働効果を有することを認識した。このため、双方はコベネフィット研究とモデル事業（以下「コベネフィット事業」という。）の協力実施を継続する。

二、双方は、コベネフィット事業の合同ワーキングチーム（以下「合同ワーキングチーム」という。）を組織し、チームリーダーは各自の局長級政府要員が務める。合同ワーキングチームは、事業の指導、調整、取りまとめ及び評価を行う。合同ワーキングチーム事務局は、日中友好環境保全センター内に設置する。

三、 コベネフィット事業は、エネルギー消費が大きく、汚染が著しい業種を主要産業とする中華人民共和国の一部の都市を対象に、技術、経済、政策及び環境効果等の面から、現地の汚染物質削減実施方案を評価及び十全なものとし、それを踏まえ、汚染物質削減方案のモデル事業を実施する。また、中華人民共和国環境保護部の要請を踏まえ、双方それぞれの所掌事務及び利用可能な予算の範囲内で能力構築に資するためのセミナーや訓練等を行う。

四、 双方は、産業界の関係者と開発支援機関がコベネフィットモデル事業へ参加すること及びクリーン開発メカニズム（CDM）や二国間協力を踏まえたプロジェクトを検討・開発することを奨励する。

五、 双方は、産業界がコベネフィット協力の技術交流と技術移転を実施する中で、知的財産権の保護を重視すべきことについて、意見の一致をみた。

六、 双方は、2011年から本覚書に基づくコベネフィット事業を開始し、中国の「第十二次五カ年計画」を踏まえ、実施期間は5年間とし、3年目に協力の評価を行う。

七、 その他の事項については、双方の関係機関の協議によって定める。

本書は、2011年4月28日に、韓国・釜山で署名され、日本語及び中国

語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省

中華人民共和国環境保護部

松本龍

周生賢